

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成二十八年八月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査 機関の 名称		広島北部農 業協同組合	
変更の あった 農産物 検査員	変更 内容	農産物 検査を 行う農 産物の 種類	
	氏 名	井上 泰宏	本清 尚則
	住 所	安芸高田市美土里 町生田二七七六番 地一	安芸高田市高宮町 佐々部二二六八番 地一
	農産物 検査を 行う 農産物 の種類	もみ、玄 米、小麦、 大麦、は だか麦、 大豆、そ ば	
変 更 年 月 日	平成二八 年七月二 二日		